

(2)療育支援加算の見直し

ア) 概要

療育支援加算の要件が変更され、取り組むべき内容が明確化された。また、専門職配置等の単価が新たに設定された。地域型保育事業所については加算項目が新設された（詳細別紙）。

取り組み内容等が必須化され、

イ) 対象施設

全施設

ウ) 加算の要件

別紙参照

エ) 加算額

保育所

療育支援加算	A	基本額	処遇改善等加算（区分1及び区分2）	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設（主任保育士を専任化して療育支援等を行うもの） B：A以外の障害児受入施設（主任保育士を専任化して療育支援等を行うもの） C：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設又は定員90人以上の障害児受入施設（専門職を雇用契約等により配置又は嘱託等して療育支援を行うもの） D：障害児受入施設（専門職を雇用契約等により配置又は嘱託等して療育支援を行うもの）
		$(53,900 + 530 \times (\text{加算率(a)} + \text{加算率(b)} + 8.3 \text{(c)}))$	\div 各月初日の利用子ども数	
	B	基本額	処遇改善等加算（区分1及び区分2）	※複数の区分に該当する場合、いずれかの区分のみ加算する。
		$(35,930 + 350 \times (\text{加算率(a)} + \text{加算率(b)} + 9.5 \text{(c)}))$	\div 各月初日の利用子ども数	
C	90時間以上	225,680	\div 各月初日の利用子ども数	
D	60時間以上90時間未満	150,450	\div 各月初日の利用子ども数	

幼稚園

療育支援加算	A	基本額	処遇改善等加算（区分1及び区分2）	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設（主幹教諭を専任化して療育支援等を行うもの） B：A以外の障害児受入施設（主幹教諭を専任化して療育支援等を行うもの） C：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設又は定員90人以上の障害児受入施設（専門職を雇用契約等により配置又は嘱託等して療育支援を行うもの） D：障害児受入施設（専門職を雇用契約等により配置又は嘱託等して療育支援を行うもの）
		$(39,530 + 390 \times (\text{加算率(a)} + \text{加算率(b)} + 9.0 \text{(c)}))$	\div 各月初日の利用子ども数	
	B	基本額	処遇改善等加算（区分1及び区分2）	※複数の区分に該当する場合、いずれかの区分のみ加算する。
		$(26,350 + 260 \times (\text{加算率(a)} + \text{加算率(b)} + 9.0 \text{(c)}))$	\div 各月初日の利用子ども数	
C	90時間以上	225,680	\div 各月初日の利用子ども数	
D	60時間以上90時間未満	150,453	\div 各月初日の利用子ども数	

認定こども園1号

療育支援加算	A	基本額	処遇改善等加算（区分1及び区分2）	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設（主幹保育教諭等を専任化して療育支援等を行うもの） B：A以外の障害児受入施設（主幹保育教諭等を専任化して療育支援等を行うもの） C：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設又は認定こども園全体の定員90人以上の障害児受入施設（専門職を雇用契約等により配置又は嘱託等して療育支援を行うもの） D：障害児受入施設（専門職を雇用契約等により配置又は嘱託等して療育支援を行うもの）
		$(19,760 + 190 \times (\text{加算率(a)} + \text{加算率(b)} + 12.3 \text{(c)}))$	\div 各月初日の利用子ども数	
	B	基本額	処遇改善等加算（区分1及び区分3）	※複数の区分に該当する場合、いずれかの区分のみ加算する。
		$(13,170 + 130 \times (\text{加算率(a)} + \text{加算率(b)} + 13.4 \text{(c)}))$	\div 各月初日の利用子ども数	
C	90時間以上	112,840	\div 各月初日の利用子ども数	
D	60時間以上90時間未満	75,220	\div 各月初日の利用子ども数	

認定こども園2号

療育支援加算 ^(注3)	A	基本額	処遇改善等加算（区分1及び区分2）	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設（主幹保育教諭等を専任化して療育支援等を行うもの） B：A以外の障害児受入施設（主幹保育教諭等を専任化して療育支援等を行うもの） C：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設又は認定こども園全体の定員90人以上の障害児受入施設（専門職を雇用契約等により配置又は嘱託等して療育支援を行うもの） D：障害児受入施設（専門職を雇用契約等により配置又は嘱託等して療育支援を行うもの）
		$(26,950 + 260 \times (\text{加算率(a)} + \text{加算率(b)} + 8.7 \text{(c)}))$	\div 各月初日の利用子ども数	
	B	基本額	処遇改善等加算（区分1及び区分3）	※複数の区分に該当する場合、いずれかの区分のみ加算する。
		$(17,960 + 170 \times (\text{加算率(a)} + \text{加算率(b)} + 10.0 \text{(c)}))$	\div 各月初日の利用子ども数	
C	90時間以上	112,840	\div 各月初日の利用子ども数	
D	60時間以上90時間未満	75,220	\div 各月初日の利用子ども数	

地域型保育事業所

療育支援加算	A 60時間以上	150,450	÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：障害児受入施設 ※複数の区分に該当する場合、いずれかの区分のみ加算する。
	B 30時間以上60時間未満	75,220	÷各月初日の利用子ども数	

オ) 適用開始時期

令和8年9月までは、従前の取り組みで本加算の算定が可能。

令和8年10月以降は、必須化された取組を行っている必要がある。

(3) 経営情報等の報告を行っていない場合の減算

ア) 概要

子ども・子育て支援法により報告が義務化されている「ここdeサーチ」への経営情報等の報告を行っていない場合、減算が適用される。

イ) 対象施設

全施設

ウ) 減算の要件

① 報告期限から3か月以上経過しても報告がない場合

② 誤りのある報告について、市からの指摘後1か月以上修正がない場合

※令和6年度の経営情報等が報告されていない場合、令和8年7月から減算。

※会計年度が4月～翌年3月の場合、8月末までに報告する必要がある。報告がなく3か月経過した場合、12月から減算が適用される。

エ) 減算額

基本単価分×5%

オ) 適用開始時期

令和8年7月

	令和7年度												令和8年度											
	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
施設A																								
施設B																								
施設C																								

※ 赤色が減算を算定する月 ※ 3月末が事業年度終了となる事業所のケース

施設A: 7年度報告分 R7.10.30に報告 (10月), 8年度報告分 R8.11.15に報告 (11月), R7年度分の減算適用 (7月), 8年度報告分 R8.11.15に報告 (11月), 減算なし (12月)

施設B: R7年度における報告期限 (8月), 7年度報告分 R7.10.30に報告 (10月), 8年度報告分 R9.2.10に報告 (2月), 8年度報告分 R9.2.10に報告 (2月)

施設C: R8年度における報告期限 (9月), 7年度報告分 R8.9.10に報告 (9月), 7年度報告分 R8.9.10に報告 (9月)

R8年度分の減算適用 (12月)

2 適用時期

実際に加算の支給、減算を行うのは、本市の導入しているシステム改修後（12月頃を予定）となります。

3 加減調整項目の申請方法

(1) 安全計画の策定等をしていない場合の減算

提出書類：令和8年度施設型給付費等にかかる加算（調整）【適用申請・実績報告】書

提出時期：令和8年7月の給付申請の際に提出

(2) 療育支援加算の見直し

提出書類：療育支援加算の加算認定申請書様式

提出時期：令和8年10月の給付申請の際に提出

(3) 経営情報等の報告を行っていない場合の減算

提出書類：令和8年度施設型給付費等にかかる加算（調整）【適用申請・実績報告】書

提出時期：令和8年7月の給付申請の際に提出

申請書は以下のURLからダウンロードできます。

URL：<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2645/kouteikakakur8.html>

以上

事務担当 横須賀市子育て支援課 施設支援係：加藤・水野（822-8224）

療育支援加算の見直しについて

1 加算の新設

従来

■ 幼稚園、保育所、認定こども園

療育支援加算	A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設
	B：それ以外の障害児受入施設

※ 主任保育士等を補助する職員の配置



変更後

療育支援加算	主任保育士等を補助する職員の配置	A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	専門職配置等	C：月90時間以上（1週に3日程度を想定） D：月60時間以上（1週に2日程度を想定）

※代替職員配置と専門職配置等は、いずれかのみ算定可能。

※Cは、特別児童扶養手当対象児童受入施設又は定員90人以上の施設のみ算定可能。

■ 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

新設 →

療育支援加算 (専門職配置等のみ)	A：月60時間以上（1週に2日程度を想定）
	B：月30時間以上（1週に1日程度を想定）

※Aは、特別児童扶養手当対象児童受入施設のみ算定可能。

2 要件

	従来	令和8年7月以降
障害児の受け入れ	必須	必須
配置すべき職員	主幹教諭等の代替職員配置（資格要件なし）	1 主幹教諭等の代替職員配置（資格要件なし） 2 専門職配置（資格要件あり）→新設
取り組むべき内容	①地域住民等の子どもの療育支援に取り組む ②障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組む	施設を利用するすべての障害児を対象とし、以下の取り組みを行う。 1 代替職員配置(資格要件なし) i 対象となる障害児の把握を行う。

施設を利用する障害児について、障害特性等や気にかけるべき点等を整理した一覧表等を作成し、施設の職員間で共有する。なお、障害児が障害児通所支援事業所等を利用している場合は、当該一覧表等には障害児通所支援事業所等の事業の種別や利用する日時等も含めるものとする。

ii 障害特性等に応じた教育・保育の実践を行う。

個々の障害児について個別の支援計画及び個別の指導計画を作成し、当該個別の指導計画に基づき教育・保育を行うとともに、定期的に個別の支援計画及び個別の指導計画の見直しを行う。

なお、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しに当たっては、施設の職員を集めた会議において協同して検討することとする。また、個別の支援計画の作成に当たっては、保護者と連携を図ることとする。加えて、作成及び見直しをした個別の支援計画について、関係機関と情報共有することとする。

iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。

障害児通所支援事業所等を利用する障害児については、iiの個別の支援計画の作成及び見直しに当たって、障害児通所支援事業所等に対して作成及び見直しに係る会議への参加を求めるなどの連携を図り、障害特性等や当該障害児通所支援事業所等における支援内容等を把握した上で行うものとする。

iv 障害児の家族への支援として以下の(i)～(iii)の全ての取組を行うこと。

(i) 家族からの相談を受け付ける体制の構築

		<p>(ii) 個別面談（子育ての困りごとなどへの助言・援助）、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減や利用子どもの発達状況や障害特性等の理解に繋がる取組</p> <p>(iii) (i)及び(ii)の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知</p> <p>v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。児童発達支援センターや地域における障害児支援の中核的な役割を担う障害児通所支援事業所等が実施する会議や研修に参加するとともに、地域の教育・保育施設等及び障害児が就学する小学校等と、障害児の教育・保育についての情報交換等を行う等の連携を図ること。</p> <p>2 専門職配置(資格要件あり)</p> <p>i 専門職が、月に60時間以上(1週に2日程度)、業務に従事していること。</p> <p>ii ①のiからvの取組を実施していることに加え、障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催すること。</p>
--	--	--